

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

可児市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

可児市長

## 公表日

令和7年1月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法に基づき、被保険者に関する保険料、認定、給付の正確な記録がおこなわれるよう維持・管理している。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</li> <li>①介護保険料に関する事務 介護保険被保険者の資格得喪に関する事務 介護保険の趣旨普及に関する事務</li> <li>利用者負担軽減に関する事務 介護給付に関する事務 介護サービスの適正な実施に関する事務</li> <li>②要介護認定に関する開示事務 要介護認定事務 障害程度区分の審査判定事務</li> <li>・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</li> <li>③保険者事務共同処理事務</li> <li>・介護(予防)サービス費及び給付に関する事務(当該事務については、国民健康保険団体連合会に委託し、特定個人情報の提供を行う。)</li> </ul>
③システムの名称	介護保険システム、宛名管理システム、介護保険審査支払等システム(伝送通信ソフト)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システムファイル、宛名管理システムファイル、伝送通信ソフトファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表の100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 実施する</div> <div style="text-align: right;">2) 実施しない</div> <div style="text-align: right;">3) 未定</div> [ 実施する ]
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(情報提供の根拠)2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項</li> <li>(情報照会の根拠)131、132の項</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部介護保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	可児市福祉部介護保険課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	可児市福祉部介護保険課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月25日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月25日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	介護保険システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証によって限定されており、アクセス可能な職員の名簿は年度ごとに更新されアクセス権限の適正な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、不正なアクセスを監視しているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	介護保険システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証によって限定されており、アクセス可能な職員の名簿は年度ごとに更新されアクセス権限の適正な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、不正なアクセスを監視しているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 5② 所属長	課長 宮崎 卓也	課長 伊左次 敏宏	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年3月10日	I 1② 事務の概要	<p>・介護保険法に基づき、被保険者に関する保険料、認定、給付の正確な記録がおこなわれるよう維持・管理している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <p>①介護保険料に関する事務 介護保険被保険者の資格得喪に関する事務 介護保険の趣旨普及に関する事務 利用者負担軽減に関する事務 介護給付に関する事務 介護サービスの適正な実施に関する事務</p> <p>②要介護認定に関する開示事務 要介護認定事務 障害程度区分の審査判定事務</p> <p>③介護予防プラン作成事務</p> <p>④介護用品購入助成事業に関する事務 ・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p>	<p>・介護保険法に基づき、被保険者に関する保険料、認定、給付の正確な記録がおこなわれるよう維持・管理している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <p>①介護保険料に関する事務 介護保険被保険者の資格得喪に関する事務 介護保険の趣旨普及に関する事務 利用者負担軽減に関する事務 介護給付に関する事務 介護サービスの適正な実施に関する事務</p> <p>②要介護認定に関する開示事務 要介護認定事務 障害程度区分の審査判定事務</p> <p>③介護予防プラン作成事務</p> <p>④介護用品購入助成事業に関する事務 ・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p> <p>⑤保険者事務共同処理事務 ・介護(予防)サービス費及び給付に関する事務(当該事務については、国民健康保険団体連合会に委託し、特定個人情報の提供を行う。)</p>	事前	・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年3月10日	I 1③ システムの名称	介護保険システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、介護認定システム、宛名管理システム、中間サーバ	介護保険システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、介護認定システム、宛名管理システム、中間サーバ、介護保険審査支払等システム(伝送通信ソフト)	事前	・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年3月10日	I 2 特定個人情報ファイル名	介護保険システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、口座システムファイル、宛名ファイル、介護認定システムファイル、介護保険関連情報ファイル	介護保険システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、口座システムファイル、宛名ファイル、介護認定システムファイル	事前	・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 5① 部署	可見市健康福祉部健康増進課	可見市福祉部高齢福祉課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 7 請求先	可見市健康福祉部健康増進課	可見市福祉部高齢福祉課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 8 連絡先	可見市健康福祉部健康増進課	可見市福祉部高齢福祉課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成30年4月1日	I 5① 部署	可見市福祉部高齢福祉課	可見市福祉部介護保険課	事後	課名の変更に伴うもの
平成30年5月21日	I 5② 所属長の役職名	課長 伊左次 敏宏	課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成30年4月1日	I 7 請求先	可見市福祉部高齢福祉課	可見市福祉部介護保険課	事後	課名の変更に伴うもの
平成30年4月1日	I 8 連絡先	可見市福祉部高齢福祉課	可見市福祉部介護保険課	事後	課名の変更に伴うもの
令和1年6月21日	IV リスク対策	-	項目の追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年3月19日	I 1 事務の概要	<p>・介護保険法に基づき、被保険者に関する保険料、認定、給付の正確な記録がおこなわれるよう維持・管理している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <p>①介護保険料に関する事務 介護保険被保険者の資格得喪に関する事務 介護保険の趣旨普及に関する事務 利用者負担軽減に関する事務 介護給付に関する事務 介護サービスの適正な実施に関する事務</p> <p>②要介護認定に関する開示事務 要介護認定事務 障害程度区分の審査判定事務</p> <p>③介護予防プラン作成事務</p> <p>④介護用品購入助成事業に関する事務 ・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p> <p>⑤保険者事務共同処理事務・介護(予防)サービス費及び給付に関する事務(当該事務については、国民健康保険団体連合会に委託し、特定個人情報の提供を行う。)</p>	<p>・介護保険法に基づき、被保険者に関する保険料、認定、給付の正確な記録がおこなわれるよう維持・管理している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <p>①介護保険料に関する事務 介護保険被保険者の資格得喪に関する事務 介護保険の趣旨普及に関する事務 利用者負担軽減に関する事務 介護給付に関する事務 介護サービスの適正な実施に関する事務</p> <p>②要介護認定に関する開示事務 要介護認定事務 障害程度区分の審査判定事務 ・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p> <p>③保険者事務共同処理事務 ・介護(予防)サービス費及び給付に関する事務(当該事務については、国民健康保険団体連合会に委託し、特定個人情報の提供を行う。)</p>	事後	再実施に伴う見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の68の項	事前	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の1の項、2の項、3の項、4の項、6の項、26の項、30の項、39の項、42の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、87の項、91の項、93の項、94の項、95の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、94、95、108、109の項	事前	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 5①部署	可児市福祉部介護保険課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	介護保険課	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 7 請求先	可児市福祉部介護保険課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	可児市福祉部介護保険課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 8 連絡先	可児市福祉部介護保険課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	可児市福祉部介護保険課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II 1 対象人数いつ時点の計数か	H26.7.1	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II 2 取扱者数いつ時点の計数か	H26.7.1	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV 8 監査(内部監査)	-	○	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和5年2月27日	I 4②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、94、95、108、109の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、108、117の項	事後	年1回の見直しによるもの
令和6年8月20日	I 1②事務の概要	・介護保険法に基づき、被保険者に関する保険料、認定、給付の正確な記録がおこなわれるよう維持・管理している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①介護保険料に関する事務 介護保険被保険者の資格得喪に関する事務 介護保険の趣旨普及に関する事務 利用者負担軽減に関する事務 介護給付に関する事務 介護サービスの適正な実施に関する事務 ②要介護認定に関する開示事務 要介護認定事務 障害程度区分の審査判定事務 ・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。 ③保険者事務共同処理事務 ・介護(予防)サービス費及び給付に関する事務(当該事務については、国民健康保険団体連合会に委託し、特定個人情報の提供を行う。)	・介護保険法に基づき、被保険者に関する保険料、認定、給付の正確な記録がおこなわれるよう維持・管理している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①介護保険料に関する事務 介護保険被保険者の資格得喪に関する事務 利用者負担軽減に関する事務 介護給付に関する事務 介護サービスの適正な実施に関する事務 ②要介護認定に関する開示事務 要介護認定事務 ・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。 ③保険者事務共同処理事務 ・介護(予防)サービス費及び給付に関する事務(当該事務については、国民健康保険団体連合会に委託し、特定個人情報の提供を行う。)	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	I 1③システムの名称	介護保険システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、介護認定システム、宛名管理システム、中間サーバ、介護保険審査支払等システム(伝送通信ソフト)	介護保険システム、宛名管理システム、介護保険審査支払等システム(伝送通信ソフト)、中間サーバ	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	I 2 特定個人情報ファイル名	介護保険システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、口座システムファイル、宛名ファイル、介護認定システムファイル、介護保険関連情報ファイル	介護保険システムファイル、宛名管理システムファイル、伝送通信ソフトファイル	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	II 1 対象人数いつ時点の計数か	令和2年3月19日	令和6年2月26日	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	II 2 取扱者数いつ時点の計数か	令和2年3月19日	令和6年2月26日	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	II 3 重大事故	発生なし	発生あり	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	III しいきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	IV 1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和7年1月24日	I 3 法令上の根拠	別表第一の68の項	別表の100の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの(番号法改正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	I 4②法令上の根拠	別表第二の表の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、108、117の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(情報提供の根拠)2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項(情報照会の根拠)131、132の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの(番号法改正)
令和7年1月24日	I 9規則第9条第2項の適用	—	[ ]適用した	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)
令和7年1月24日	II 1対象人数いつ時点の計数か	令和6年2月26日	令和6年10月25日	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	II 2取扱者数いつ時点の計数か	令和6年2月26日	令和6年10月25日	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	II 3重大事故	発生あり	発生なし	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	IV 1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	IV 8人手を介在させる作業	—	十分である／判断の根拠	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)
令和7年1月24日	IV 11最も優先度が高いと考えられる対策	—	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策／十分である／判断の根拠	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)